

市職員による公金等の着服事案に伴う懲戒処分について

鹿角市教育委員会スポーツ振興課に配属されていた職員による公金等の着服が判明したことから、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

公金等の着服という大変遺憾な今回の事案を重く受け止め、市民の皆様衷心より深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に全力を尽くし、信頼回復に努めてまいります。

1 処分事案について

- (1) 非違行為の種類 公金等着服
- (2) 非違行為の当事者 教育委員会スポーツ振興課30代主任
- (3) 非違行為の概要

市の調査の結果、令和4年度において、当該職員は十和田八幡平駅伝競走全国大会委員会資金などについて、総額628万7,818円を着服した。

- (4) 弁済について

当該職員は、発覚時において補填されていた161万2,020円を除く差額467万5,798円を令和5年3月30日に全額弁済した。

2 処分内容について

- (1) 処分年月日 令和5年4月11日（火）
- (2) 当事者の処分 教育委員会スポーツ振興課主任（30代男性） 免職
- (3) 管理監督者の処分 教育部長（50代男性） 訓告
教育委員会スポーツ振興課長（50代男性）減給1/10（2ヵ月）
" 政策監（40代男性）減給1/10（2ヵ月）

- (4) 処分理由

当該職員が行った行為は、地方公務員法第32条（法令等に従う義務）及び第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する。よって同法第29条第1項第1号（法令等に違反した場合）、第2号（職務上の義務に違反した場合）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行をした場合）の規定に基づき懲戒処分として免職にしたものである。

また、その上司2名については、本事案の発生を防止するための指導・監督等が十分でなかったため、懲戒処分として減給にしたものである。

3 再発防止の取り組みについて

本事案は、市政に対する信用と信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されることではありません。全職員に対し、公務員としての倫理の確立、服務規律の遵守と綱紀粛正の徹底を周知するとともに、実行委員会や協議会などを含む公金や準公金等の取扱いについては、再発防止に向け、現金や書類等のチェック体制の強化を図ります。